

2018年度（平成30年度） 決算公告

2018年度（2019年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	5,849	保険契約準備金	39,578
預貯金	5,849	支払準備金	8,756
有価証券	72,555	責任準備金	19,535
国債	26,595	契約者配当準備金	11,287
地方債	9,943	代理店借借	19
社債	8,501	再保	475
株式	8,117	その他の負債	9,922
外国証券	18,782	借入金	7,700
その他の証券	615	未払法人税等	1,671
有形固定資産	97	未払費用	355
建物	69	預り金	130
その他の有形固定資産	27	資産除去債	45
無形固定資産	16,160	仮受金	1
ソフトウェア	478	その他の負債	18
のれん	15,617	退職給付引当金	1,027
その他の無形固定資産	63	役員退職慰労引当金	2
再保	623	価格変動準備金	129
その他の資産	561	負債の部合計	51,155
未収金	273	（純資産の部）	
未払費用	99	資本金	20,600
未収収益	68	資本剰余金	27,900
預託金	118	資本準備金	20,600
仮払金	0	その他の資本剰余金	7,300
その他の資産	0	利益剰余金	2,385
繰延税金資産	6,635	その他の利益剰余金	2,385
		繰越利益剰余金	2,385
		株主資本合計	50,885
		その他有価証券評価差額金	441
		評価・換算差額等合計	441
		純資産の部合計	51,327
資産の部合計	102,482	負債及び純資産の部合計	102,482

（注記事項）

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、子会社株式については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却方法は定額法により行っております。

(3) 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアについては利用可能期間に基づく定額法、のれんについては15年間の定額法により行っております。

- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しております。
- (5) 貸倒引当金の計上方法
貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき計上しております。なお、当期末において、貸倒引当金の計上はありません。
- (6) 退職給付引当金の計上方法
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に関する会計基準に基づく小規模企業等における簡便法を採用し、当期末において発生していると認められる要支給額を計上しております。
前期末におけるカーディフ損害保険株式会社の完全子会社化に伴い、2018年4月1日に同社の従業員の全員が当社の従業員となり、同社の運営する業務に応じ出向することとなりました。このため退職給付引当金が前期末に比して増加しております。
- (7) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、社内規定に基づく支給見込額を計上しております。
- (8) 価格変動準備金の計上方法
価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- (10) 責任準備金の積立方法
責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、追加責任準備金を積み立てております。
1. 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 2. 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
2. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険会社の資産および負債の性格に基づき安全性・収益性・流動性に十分配慮しながら、中長期的に安定した収益の確保を目指すことを運用の基本方針として、円貨建公社債を中核とした投資を行っております。保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産運用は、各特別勘定の流動性を確保しつつ、投資信託による運用を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当社の保有する金融資産は有価証券が大宗を占め、主に円貨建公社債（円貨建外債を含む）と国内株式、投資信託から構成されております。一般勘定で運用する有価証券は、国債、地方債、政府保証債、円貨建外債、国内株式などから構成され、「その他目的」区分で保有しております。これらは金利および価格変動リスク、ならびに信用リスクに晒されております。金利および価格変動リスクとは金利や株価の変動により保有資産の市場価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。なお、特別勘定で運用する有価証券は「売買目的」区分で保有しております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の金融資産に係る金利および価格変動リスク、ならびに信用リスク管理につきましては、当社のリスク管理基本規程ならびに資産運用方針に基づき、資産配分や金利感応度及び信用供与枠の抵触状況をリスク管理担当部署が日次でモニタリングするとともに、四半期毎に投資委員会ならびにその上位機関である統

合リスク管理委員会へ報告する体制となっております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項

主な金融商品にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	5,849	5,849	—
②有価証券	64,805	64,805	—
売買目的有価証券	615	615	—
その他有価証券	64,190	64,190	—
③借入金	7,700	7,737	37

(注1) 時価の算定方法

①現金及び預貯金

現金及び預貯金は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②有価証券

3月末日の市場価格等によっております。

③借入金

全額が期限前弁済および金利ステップアップ条項の付いた劣後ローンであり、その時価は、契約に基づくキャッシュ・フロー合計額を、残存期間に応じたスワップレートに信用スプレッドを加味した割引率で割引いた現在価値としております。なお、残存期間につきましては、金利ステップアップ時に全額を一括弁済する前提を置いております。

(注2) 関係会社株式及び非上場株式(7,750百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため「② 有価証券」には含めておりません。

3. 有形固定資産の減価償却累計額は17百万円であります。
4. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定の資産の額は、655百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
5. 関係会社に対する金銭債権の総額は341百万円、金銭債務の総額は7,760百万円であります。
6. 繰延税金資産の総額は6,817百万円、繰延税金負債の総額は181百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金5,449百万円及び資産調整勘定(税務のれん)960百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額171百万円であります。
当年度における法定実効税率は28.00%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、のれん償却費7.67%及び評価性引当額の減少△2.11%であります。
7. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

イ. 当期首現在高(事業譲渡に伴い受け入れた額)	11,573 百万円
ロ. 当期契約者配当金支払額	11,825 百万円
ハ. 利息による増加等	— 百万円
ニ. 契約者配当準備金繰入額	11,538 百万円
ホ. 当期末現在高	11,287 百万円
8. 関係会社の株式は7,300百万円であります。
9. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当期末における当社の今後の負担見積額は758百万円あります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しており

- ます。
10. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 255 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 149 百万円であります。
 11. 借入金は、その全額が他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
 12. 1 株当たり純資産額は 1,245,802 円 35 銭であります。
 13. 企業結合等関係
2018 年 4 月 1 日、当社はカーディフ・アシュアランス・ヴィ日本支店の保険事業及びその他事業を譲り受け、同日付けで日本法人の生命保険会社として営業を開始いたしました。その概要は次のとおりです。
 - (ア) 企業結合の概要
 - ① 対象となった事業の名称及びその事業の内容
事業の名称 カーディフ・アシュアランス・ヴィ日本支店の事業の全部
事業の内容 生命保険業およびその他事業
 - ② 企業結合日
2018 年 4 月 1 日
 - ③ 企業結合の法的形式
現金を対価とする事業譲渡
 - ④ 結合後企業の名称
変更ありません。
 - ⑤ 取引の目的
カーディフ・アシュアランス・ヴィ日本支店を日本法人化するために行ったものです。
 - (イ) 実施した会計処理の概要
企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」（平成 25 年 9 月 13 日）、及び企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。
 14. 金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2018年度（平成30年度） 〔 2018年 4月 1日から
2019年 3月 31日まで 〕 損益計算書

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益	57,413
保険料等収入	57,151
保険料収入	53,971
再保険収入	3,180
資産運用収益	256
利息及び配当金等収入	220
預貯金利息	0
有価証券利息・配当	219
有価証券売却益	4
特別勘定資産運用益	31
その他の経常収益	5
その他の経常収益	5
経常費用	41,748
保険金等支払	33,975
保険	11,326
保年給	9
給解	18,295
解約の他返戻	60
再保の他返戻	279
責任準備金等繰入	4,004
支払準備金繰入	2,220
責任準備金繰入	893
資産運用費	1,326
支払利息	161
有価証券売却費	92
その他の業経常費	9
事務の他業経常費	58
税減退	5,086
職給付引当金繰入	305
その他の業経常費	121
償却	109
退職給付引当金繰入	70
その他の業経常費	3
経常利益	15,665
特別利益	-
特別損失	53
固定資産等処分損	28
価格変動準備金繰入	24
契約者配当準備金繰入	11,538
税引前当期純利益	4,072
法人税及び住民税	1,678
法人税等調整額	△299
法人税等合計	1,378
当期純利益	2,694

(注記事項)

1. 関係会社との取引による収益の総額は4,756百万円、費用の総額は1,659百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券1百万円、外国証券3百万円であります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券2百万円、外国証券7百万円であります。
4. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は59百万円、責任準備金繰入額の計算上足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は2百万円であります。
5. 1株当たりの当期純利益は、65,392円53銭であります。
6. 関連当事者との取引に関する事項

① 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	BNPパリバ・カード イフ	被所有 直接 75%	従業員による役員 の兼任	借入利息 支払 (注)	72	借入金	6,160
						未払費用	2
その他の 関係会社	三井住友 信託銀行 株式会社	被所有 直接 20%	役員 の兼 任	借入利息 支払 (注)	18	借入金	1,540
						未払費用	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の借入については、市中金利および信用力等を勘案して算定した金利に基づくものです。

② 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	カードイフ・アシュアランス・ヴィ	—	日本支店の譲受け (注)	事業譲渡			
				譲渡資産合計	57,248	—	—
				譲渡負債合計	39,289		
				譲渡対価	41,200		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 事業譲渡に関しては、カードイフ・アシュアランス・ヴィ日本支店を日本法人化するために行ったものであり、事業計画や過去の収支に基づき協議の上譲渡金額を決定しております。

7. 金額は百万円未満を切捨てて表示しております。